

ほっとニュース

第25号

厳しい残暑が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。それでも赤とんぼがスーッと飛んでいくのを見かけたりして、秋の気配を感じたりもしています。しかしこの暑さ続きで高知県の早明浦ダムはすっかり干上がってしまったそうで、周辺住民の方々は日々節水に努めていらっしゃるそうです。早くまとまった雨が降り、貯水率が回復して、ついでにこの暑さも雨と一緒に流されてしまうことを祈っております。

さて、この「ほっとニュース」に従来からの会議の報告に加え、今回から新しい企画を盛り込むことにいたしました。福祉や人権に関わる基礎的な用語を分かりやすく紹介するコーナーの「ハロー♪権利ヨウゴ?」、そして最近の興味深い話題等を紹介する「★TOPIC★」です。さらにさらに、次回以降も新しい企画を考えています。乞うご期待!!

1、 第3回ネットワーク会議のお知らせ

第3回ネットワーク会議を9月11日(日)西宮市総合福祉センターで開催いたします。このネットワーク会議は日頃 PAS ネット関連で権利擁護支援を実践している弁護士、司法書士、社会福祉士、支援者を中心とする専門職が集まり、意見交換等を行いながら連携を深めていこうという趣旨のもので、今回はテーマを「すまいと権利擁護」と題し、最近世間を騒がせている悪質リフォーム問題を取り上げます。実際に建築士の方をお招きし、悪質リフォームの実態報告と問題提起を行っていただきます。また弁護士のほうからは法的な観点からのお話をさせていただきます。もしかしたら仕事上で、あるいは身近にも悪質リフォームについて聞かれた方がおられるかもしれませんね。ネットワーク会員の皆様、日程が総選挙と重なってしまいお忙しいところ申し訳ないのですが、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますよう、よろしく申し上げます。

2、 権利擁護事例検討会の報告

7月は「任意後見制度の状況」をテーマに、ふたつの事例を検討しました。

ひとつめは「任意後見契約が締結できなかった事例」ということで、実際には任意後見制度の利用には至らなかったものの、権利擁護事業と財産保全契約とで支援できた事例で

した。

ふたつめは「任意後見契約をしたものの、自己決定が尊重されなかったケース」ということで、ご本人の判断能力が低下しつつあるなかで、ご本人の能力や意思の見極めの難しさの表れた事例でした。

任意後見制度の難しさは、後見支援のニーズと自己決定のズレにあると言えます。任意後見制度の軸は自己決定にあるため、たとえリスクを冒しても本人の意思を尊重するのか、それとも客観的な支援のニーズを取るのか、大いに迷うところです。どちらにしても、本人が自発的になるのを待つこと、そしてその意向を時間をかけて十分に聞き取ることが重要だと考えられます。

このように事例検討会は毎回テーマに沿った事例をもとに各方面から検討を重ね、また情報を交換する場でもありますので、なるべく多くの方のご参加をいただき、様々なご意見やご提案をいただけたらと思います。また、この会で取り上げてほしいテーマや困難な事例等がありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

PASネット月例事例検討会（成年後見関係）の今後の予定

・9月27日（火）18：30～

テーマ「財産管理と日常金銭管理」

事例発表予定者 迫田博幸氏（司法書士）

原田和明氏（社会福祉士）

場所は西宮市総合福祉センター内です。

（PASネットの会員・支援会員であれば誰でも参加できますし、また当日でも会員登録できます。）

～ハロー♪権利ヨウゴ?～ 「任意後見制度」ってなに??

今回は事例検討会議でも取り上げた「任意後見制度」についてご紹介します。

任意後見制度とは、十分な判断能力のあるうちにあらかじめ自分の後見人を選んで契約をしておく制度で、民法上に規定はありませんが、「任意後見契約に関する法律」という特別法があります。この任意後見契約は公正証書で作成し、実際に任意後見人が職務を行うのは、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してからとなります。自分自身で後見人を指名し、契約内容を決められるので、本人の意思をより強く反映することができます。現在、任意後見契約の締結数は増加傾向にあり、今後ますます利用が拡大していくものと思われます。

～★TOPIC★～ 「第48回人権擁護大会」のお知らせ

来る11月10日(木)に日本弁護士連合会主催の「第48回人権擁護大会」が鳥取県鳥取市で開催されます。この大会は、人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士が一同に介し、一年間の人権擁護活動を総括して今後の課題を明確にし、さらなる活動の発展を目指す意義のあるものです。(日弁連ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp>)

この大会では3つのシンポジウムが行われます。そのうちの第2分科会、「いつまでもこの地域でくらしたい」—高齢者・障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らすために—では、第5部で～「地域で暮らす」を当たり前にするためになすべきことは～をテーマとしたパネルディスカッションが予定されており、PASネットの副理事長である谷村慎介弁護士がそのコーディネーターを務め、また理事である玉木幸則氏がパネラーとして参加することになっています。

最近は権利擁護支援を実践していくうえで、法的な側面からの支援も欠かせないものとなってきており、弁護士との連携も増えてきています。PASネットのスタッフもこのシンポジウムを傍聴する予定にしており、法的な動向や地域での実践例を勉強していきたいと考えています。

「ほっとニュース」の最後のページに第48回人権大会シンポジウムのお知らせのチラシを掲載しておりますので、ご覧下さい。

～あとがき～

先月号からほっとニュースを担当することになりましたBBと申します。何か読み手を惹きつけるようなものを企画するように、との指示に日々頭を悩ませています。こちらから一方的に発信するだけではなく、読んでくださる方々とやりとりのできるものができたらと考えています。権利擁護に関してこんなことが知りたい、こんなことで困っている、ということがあればお寄せ下さい。可能な限りHP上でお答えしていきたいと思っております。

いつまでもこの^{まも}地域で暮らしたい

～高齢者、障がいのある人が

地域で自分らしく安心して暮らすために～

「自立支援」や「地域福祉」が謳われる新しい福祉制度になって5年。とはいえ、高齢者や障がいのある人も、誰もが住み慣れた地域で暮らしたい、このあたりまえの願いは果たしてどれほど実現できるようになったのでしょうか。

介護保険制度見直しや「障害者自立支援法」の動きの中で、今こそ、地域生活を本気で実現するため、何が困難となり、どう改善することが必要かについて、当事者の声と積極的な実践をしている現場に学びながら、それぞれなすべきことは何かを考えてみませんか。

2005年11月10日（木）午後0時30分～6時

鳥取県立鳥取産業体育館（TEL 0857-24-2815）

鳥取市天神町50-2 JR鳥取駅 徒歩5分 裏面地図参照

参加費：無 料 但し、資料(基調報告書など)をご希望の方のみ

資料代：2000円を申し受けます。

第1部 ～地域で暮らすのは私たちの権利だ～ 当事者による「地域で暮らす権利」の主張

“麦の郷（和歌山）で暮らして” “すてっぷ（米子）とともに自立生活を送る”

“認知症とつきあいながら（出雲）”

第2部 ～けして理想ではない、やれることです～ 地域生活支援の積極的な実践例から学ぶ

“大阪・今川地区ボランティア部は地域ぐるみの高齢者支援”

“西宮・青葉園での重度心身障害者の独り暮らし” “浦河・べてるの家の当事者活動”

“多治見・NPO東濃ネットワークによる権利擁護の極意”

その

他

第3部 ～国の地域生活支援のための政策～ 厚生労働省からの特別報告（交渉中）

第4部 ～何が問題なのか～ 全国の在宅介護支援センターや障害者地域生活支援センターへのアンケート調査（約1000箇所）と日弁連の基調報告書から

第5部 ～「地域で暮らす」を当たり前にするために なすべきことは～

パネルディスカッション

- 片山善博（鳥取県知事）
- 玉木幸則（西宮メインストリーム協会 副代表）
- 曾根直樹（ひがしまつやま市総合福祉エリア コーディネーター）
- 高橋幸男（医師「ふあっと」や出雲ネットワークのメンバー）
- 朝倉香織（鳥取県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援センター主任）
- 寺垣琢生（鳥取県弁護士会）

主催：日本弁護士連合会 第48回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会
問い合わせ先：日本弁護士連合会 人権第2課 TEL：03-3580-9508